

第3次船橋市障害者施策に関する計画  
進捗状況

～平成30年度実績～  
(抜粋)

令和元年11月



# 第5章

## 生活環境

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| (1) | 住宅の確保                      |
| (2) | 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等 |
| (3) | 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進    |

| 整理番号 | 章 | 課題 | 項目                                      | (計画策定時の)現状   | (計画策定時の)施策の方向性  |
|------|---|----|---|--|---|
| 199  | 5 | 1  | 1. 市営住宅の確保                              | 市営住宅について、障害のある人向け住宅の確保を図っています。   | 新規建設住宅のある場合には一定の戸数の確保を図ります。   |
| 200  | 5 | 1  | 2. 市営住宅への入居の促進                          | 障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。   | 入居者資格の緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図ります。  |
| 201  | 5 | 1  | 3. 住宅整備の促進                              | 住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、無料相談会の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。   | 無料増改築相談会を行うとともに、チラシ配布にて周知を図ります。   |
| 202  | 5 | 1  | 4. 住宅改造の支援                              | ①障害のある人又は同居する家族が、障害者のために既存の住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。  | ①障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図ります。   |
| 203  | 5 | 1  | 4. 住宅改造の支援                              | ②障害のある人のために浴室やトイレ等を改造した場合に、その費用の一部を助成しています。  | ②住宅改造資金の助成について、制度周知を図り、適切な利用を促進します。   |
| 204  | 5 | 1  | 5. 民間賃貸住宅入居支援事業の利用促進                    | 連帯保証人の確保に苦慮している障害者世帯等に対し、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証、低所得者については、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。  | 介護保険高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページに掲載して周知を図ります。   |
| 205  | 5 | 2  | 1. 公共交通機関の利用の利便性の確保                     | ①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基いた施設となるように呼びかけています。 | ①事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけます。                          |
| 206  | 5 | 2  | 1. 公共交通機関の利用の利便性の確保                     | ②鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。  | ②鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図ります。  |
| 207  | 5 | 2  | 2. 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進      | 市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。                               | 今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます。   |
| 208  | 5 | 2  | 3. 公園等の整備                               | 公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。   | 「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を行います。   |
| 209  | 5 | 3  | 1. 総合的かつ効果的なまちづくりの推進                    | 窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。   | 「千葉県福祉のまちづくり条例」を事業者に対して説明するなど制度の更なる理解を図ります。   |
| 210  | 5 | 3  | 2. 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進         | 不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー新法」、「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知徹底と意識・理解の高揚を図っています。                           | 窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知します。  |
| 211  | 5 | 3  | 3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化 | 重点整備地区の特定旅客施設及び公共施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。  | 旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。  |
| 212  | 5 | 3  | 3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化 | 重点整備地区の特定旅客施設及び公共施設等への特定経路のバリアフリー化事業を、効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。  | 旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。  |
| 213  | 5 | 3  | 4. 歩道環境の整備                              | 歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。   | 個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備します。   |
| 214  | 5 | 3  | 5. 人にやさしい歩道への整備                         | 既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックの設置・色の塗り直し工事、危険箇所点字ブロックを設置しています。         | 誰もが歩きやすくなるため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図ります。また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人の安全に配慮し取り組みます。 |
| 215  | 5 | 3  | 6. 放置自転車の解消                             | 自転車等駐車場の整備、放置自転車等の撤去移送及び自転車利用者への啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車の解消に努めています。   | 放置自転車の防止の啓発と撤去に関しては、引き続き取り組みを行います。駐輪場整備を計画的に進めるために、「船橋市自転車等駐車対策に関する総合計画」策定します。                          |

第3次船橋市障害者施策に関する計画 【第5章 生活環境】 平成30年度進捗状況

| 進捗状況（平成29年度） |   | 進捗状況（平成30年度） |  | 今後の方向性 | 担当課            |
|--------------|---|--------------|--|--------|----------------|
| 評価           | 実績（平成29年度）  | 評価           | 実績（平成30年度）   |        |                |
| D            | 平成29年度は独立行政法人都市再生機構（UR）からの借上げにより、新たに20戸を市営住宅として供給した。そのうち、障害のある人向けの住宅は0戸であった。  | B            | 平成30年度は独立行政法人都市再生機構（UR）からの借上げにより、新たに30戸を市営住宅として供給した。そのうち、障害のある人向けの住宅は0戸であったが、一般区分の住宅4戸に障害者世帯が入居した。   | 継続     | 住宅政策課          |
| A            | 緩和措置を行っており、入居者募集時のしおり及びホームページに緩和措置について掲載し、周知を図った。   | A            | 緩和措置を行っており、入居者募集時のしおり及びホームページに緩和措置について掲載し、周知を図った。  | 継続     | 住宅政策課          |
| A            | 市役所、フェイスにて毎月2回、無料増改築相談会を行った。<br>25件の相談があった。   | A            | 市役所、フェイスにて毎月2回、無料増改築相談会を行った。<br><利用実績><br>31件（障害者の利用者数不明）  | 継続     | 住宅政策課          |
| B            | 身体障害者のためにバリアフリー工事を行う際に必要な資金の貸付の実績はなかったものの、数件の相談に対応し、障害のある人の日常生活の質の向上を図った。   | A            | 身体障害者のためにバリアフリー工事を行う際に必要な資金の貸付の実績は1件だったものの、数件の相談に対応し、障害のある人の日常生活の質の向上を図った。   | 継続     | 障害福祉課          |
| A            | 平成29年度実績<br>件数 9件<br>助成額 2,915,500円   | A            | 平成30年度実績<br>件数 6件<br>助成額 2,467,000円  | 継続     | 障害福祉課          |
| B            | 介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、市のホームページ等に掲載して周知を図った。<br>結果として平成29年度の相談は22件あったが、障害のある人からの申請はなかった。  | A            | 平成30年度より「家賃債務保証支援事業」と名称を変更し、連帯保証人の確保に苦慮している障害者世帯等に対し、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。<br><利用実績><br>6件（障害者の利用実績なし）   | 継続     | 住宅政策課          |
| A            | 平成28年度までに、改札の内外におけるバリアフリー化した経路（1つ以上）を市内の全ての駅で確保した。平成29年度は、各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけた。   | A            | 改札の内外におけるバリアフリー化した経路（1つ以上）を市内の全ての駅で確保している。   | 継続     | 道路計画課          |
| A            | 東武野田線新船橋駅、新京成線二和向台駅の内方線付点状ブロック整備事業に対し、事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図った。   | A            | 京成本線東中山駅の内方線付点状ブロック整備に対し、事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図った。   | 継続     | 道路計画課          |
| B            | 平成29年度千葉県福祉のまちづくり条例第25条の通知9件を収受。  | B            | 平成30年度千葉県福祉のまちづくり条例第25条の通知2件を収受。   | 継続     | 建築指導課          |
| A            | 平成29年度は田喜野井公園ほか1公園の出入口、園路、トイレ及び水飲み場のバリアフリー化を図った。  | A            | 平成30年度は高根木戸近隣公園の園路及び大穴近隣公園のトイレのバリアフリー化を図った。  | 継続     | 公園緑地課          |
| A            | 事業所から届出があった際に各担当課にて周知を図っている。  | A            | 事業所から届出があった際に各担当課にて周知を図っている。   | 継続     | 障害福祉課          |
| B            | 平成29年度千葉県福祉のまちづくり条例34件を収受。  | B            | 平成30年度千葉県福祉のまちづくり条例44件を収受。   | 継続     | 建築指導課          |
| C            | 重点整備地区における駅施設での可動式ホーム柵設置を鉄道事業者に呼びかけた。   | A            | 東京メトロ線による西船橋駅、原木中山駅のホームドア設置、JR東日本による西船橋駅のホームドア設置が決定した。   | 継続     | 道路計画課          |
| A            | 船橋市交通バリアフリー道路特定事業計画に則り整備を行った。   | A            | 重点地区内の特定経路のバリアフリー化事業は行えなかったが、他の区域を整備するにあたり、船橋市交通バリアフリー道路特定事業計画を参考に整備を行った。  | 継続     | 道路建設課          |
| A            | 幅の広い歩道として都市計画道路の歩道整備を約340m整備した。   | A            | 平成30年度は都市計画道路の歩道整備は行っていないが、都市計画道路用地として取得した土地を利用し、暫定的な歩行空間を整備した。  | 継続     | 道路建設課          |
| A            | 既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図った。<br>L=3,584m   | A            | 既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図った。<br>L=6,102m<br>また、視覚障害者誘導用ブロックを計385枚設置した。  | 継続     | 道路維持課<br>道路建設課 |
| A            | ●自転車等駐車場の整備<br>①船橋駅第16自転車等駐車場の新設（収容台数：715台）<br>②下総中山駅第2自転車等駐車場の増設（収容台数約50台増）<br>●街頭指導員の配置<br>市内各駅に街頭指導員を配置し放置自転車防止の啓発を行った。<br>●放置自転車の撤去・移送<br>年間503回、6,818台の放置自転車等を撤去し、歩行者の安全確保等に努めた。<br>●放置自転車防止の啓発<br>・10月1日から11月30日の間、市内各駅構内及び公共施設等にポスターを掲示した。<br>・10月27日にJR船橋駅南口付近にて、クリーンキャンペーンを実施した。 | A            | ●自転車等駐車場の整備<br>①西船橋駅第10駐輪場の増設（H30年度で第1期工事が終了し、R1年度で第2期工事を実施予定。最終的に収容台数1,430台増予定）<br>②西船橋駅第15駐輪場の新設（収容台数：400台）<br>●街頭指導員<br>市内各駅に街頭指導員を配置し放置自転車等防止の啓発を行った。<br>●放置自転車の撤去・移送<br>年間480回、6,002台の放置自転車等を撤去し、歩行者の安全確保等に努めた。<br>●放置自転車等防止の啓発<br>・10月1日から11月30日の間、市内各駅構内及び公共施設等にポスターを掲示した。<br>・10月24日にJR津田沼駅北口ペDESTリアンデッキ上にて、街頭啓発を実施した。 | 継続     | 都市整備課          |

| 整理番号 | 章 | 課題 | 項目              | (計画策定時の)現状                                      | (計画策定時の)施策の方向性   |
|------|---|----|-----------------|---|--|
| 216  | 5 | 3  | 7. 不法占有物の除去     | 歩行者等の通行障害となることから、日、祝、年末年始を除き毎日撤去作業を行っています。      | 「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行います。また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めます。 |
| 217  | 5 | 3  | 7. 不法占有物の除去     | 歩行者等の通行障害となることから、日、祝、年末年始を除き毎日撤去作業を行っています。      | 「屋外広告物法」及び「船橋市屋外広告物条例」に基づき、公共の場所に掲出されている違反屋外広告物の除去を行います。また、パトロール回数を増やす等、不法占有物件の除去を進め、歩行空間の確保に努めます。 |
| 218  | 5 | 3  | 8. 交通安全思想・教育の推進 | 交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。 | 春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。                               |
| 219  | 5 | 3  | 8. 交通安全思想・教育の推進 | 交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。 | 春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。                               |

第3次船橋市障害者施策に関する計画 【第5章 生活環境】 平成30年度進捗状況

| 進捗状況（平成29年度） |  | 進捗状況（平成30年度） |   | 今後の方向性 | 担当課     |
|--------------|--|--------------|---|--------|---------|
| 評価           | 実績（平成29年度）   | 評価           | 実績（平成30年度）  |        |         |
| A            | 平成29年度簡易除却件数：12,227件<br>平成29年度違反パトロール実施状況<br>JR船橋駅周辺：9回<br>JR西船橋駅周辺：7回<br>JR津田沼駅周辺：7回                            | A            | 平成30年度簡易除却件数：13,103件<br>平成30年度違反パトロール実施状況<br>JR船橋駅周辺：14回<br>JR西船橋駅周辺：4回<br>JR津田沼駅周辺：6回<br>新京成北習志野駅周辺：2回                         | 継続     | 都市計画課   |
| A            | 昨年度に引き続き、主要駅周辺の道路上においての、定期的な違反屋外広告物除去パトロールに加え、船橋駅周辺において、移動販売行為や演奏行為等を指導・啓発するパトロールを実施した。                          | A            | 主要駅周辺の道路上においての、定期的な違反屋外広告物除去パトロールに加え、船橋駅周辺において、路上販売行為を指導・啓発するパトロールを実施した。  | 継続     | 道路管理課   |
| A            | 春と秋に全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベント、市内各所で交通安全教室を実施した。   | A            | 春と秋に全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベント、市内各所で交通安全教室を実施した。  | 継続     | 市民安全推進課 |
| A            | 各学校で作成した「学校安全計画」の推進を図り、小学校では交通安全教室、中学校ではスクエアード・ストレイト自転車交通安全教室を市民安全推進課と連携し実施した。また、全国交通安全運動期間はもちろんのこと、交通安全の啓発を図った。 | A            | 各学校で作成されている学校安全計画の推進を図りながら、小学校における交通安全教室及び中学校におけるスクエアード・ストレイト自転車交通安全教室を市民安全推進課及び関係機関と連携し、実施した。また、春・秋の全国交通安全運動期間を中心に交通安全の啓発を図った。 | 継続     | 保健体育課   |



# 第6章

## 安全・安心

|     |                     |
|-----|---------------------|
| (1) | 防災対策の推進             |
| (2) | 防犯対策の推進             |
| (3) | 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 |

| 整理番号 | 章 | 課題 | 項目                         | (計画策定時の)現状   | (計画策定時の)施策の方向性   |
|------|---|----|----------------------------|--|--|
| 220  | 6 | 1  | 1. 地域防災計画の充実               | 「地域防災計画」(平成25年1月改訂)に、要配慮者(災害時要援護者)への支援内容や取り組み等について記載しています。   | 支援内容や取り組み等については適宜地域防災計画の見直しを行い、支援体制の充実を図ります。   |
| 221  | 6 | 1  | 2. 関係部局の連携の強化              | 災害時要援護者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。  | 定期的に災害時要援護者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。  |
| 222  | 6 | 1  | 3. 避難所の整備                  | 小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車いすで利用できる仮設トイレや車いすを備蓄しました。また、福祉避難所には、刻み食・流動食になる食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した物資の備蓄を行っています。  | 要配慮者へ配慮した物資の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。  |
| 223  | 6 | 1  | 4. 福祉避難所の設置                | 避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、平成24年度に市公共施設33施設、平成26年度に市立船橋特別支援学校(金堀校舎・高根台校舎)を福祉避難所として指定しました。  | 福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結に努めます。   |
| 224  | 6 | 1  | 5. 緊急一時入所の協定締結             | 災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れについて、市内の社会福祉施設等との協定締結に向け、平成24年度に各施設に調査を行いました。   | 障害者施設や高齢者施設等を運営する法人等との協定締結に努めます。   |
| 225  | 6 | 1  | 6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて | 聴覚障害者ファクシミリネットワーク事業やふなばし安全・安心メールの登録やひとり暮らしまたはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。  | 障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリネットワーク事業や新たなメール配信システムによるふなばし災害情報メールの登録の推進や緊急通報装置の制度の周知を行います。  |
| 226  | 6 | 1  | 7. 災害対応の充実                 | 市の総合防災訓練において、平成25年度に福祉避難所の開設訓練等を行い、要配慮者の受け入れについての訓練を行いました。また、福祉施設と防災MCA無線による通信訓練も併せて行いました。各施設への実施指導の際に、防災訓練の実施の有無や避難通路等防災体制についてのチェックや指導を行っています。  | 障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認などを通し、災害対応の充実を図ります。   |
| 227  | 6 | 1  | 8. 地域防災体制の整備               | 要配慮者支援対策について、平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に、説明を行っています。また、平成25年3月に作成し、全戸配布した「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。市では、ガイドラインに基づく災害時要援護者台帳を作成し、このうち、地域との情報共有に同意した災害時要援護者名簿を平成24年度から整備しています。整備した名簿は、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。 | 要配慮者支援対策について、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。 |
| 228  | 6 | 1  | 8. 地域防災体制の整備               | 要配慮者支援対策について、平成24年3月に策定した「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会等に、説明を行っています。また、平成25年3月に作成し、全戸配布した「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。市では、ガイドラインに基づく災害時要援護者台帳を作成し、このうち、地域との情報共有に同意した災害時要援護者名簿を平成24年度から整備しています。整備した名簿は、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との共有を図っています。 | 要配慮者支援対策について、「船橋市災害時要援護者避難支援ガイドライン」などを活用し啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。 |
| 229  | 6 | 2  | 1. 防犯情報の提供                 | 防犯情報・不審者情報等については、「船橋ひやりハット防犯・交通安全情報」として登録者にメールで配信しています。  | 「船橋ひやりハット防犯・交通安全情報」について障害のある人の利用促進に努めます。   |
| 230  | 6 | 2  | 2. 関係機関の連携による犯罪被害の防止       | 警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。   | 犯罪被害の防止のための地域の障害者団体、福祉施設との連携のあり方について検討します。   |
| 231  | 6 | 3  | 1. 消費者トラブルに関する情報提供について     | 消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。  | 消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署からの障害のある人に関する情報を入手し、広報紙や市のホームページ、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組めます。                                 |
| 232  | 6 | 3  | 2. 消費者トラブルに関する関係機関の連携      | 消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。   | 関係部署との連携により、障害者団体を把握したうえで、今後の取り組みを検討します  |
| 233  | 6 | 3  | 3. 消費生活相談体制の整備             | 消費生活センターで消費生活相談を実施しており、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。   | 現在行っている、障害のある人からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。   |
| 234  | 6 | 3  | 4. 消費者教育の推進                | 町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。  | 障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。  |

第3次船橋市障害者施策に関する計画 【第6章 安全・安心】 平成30年度進捗状況

| 進捗状況（平成29年度） |   | 進捗状況（平成30年度） |   | 今後の方向性 | 担当課      |
|--------------|---|--------------|---|--------|----------|
| 評価           | 実績（平成29年度）  | 評価           | 実績（平成30年度）  |        |          |
| A            | 地域防災計画に、継続して要配慮者への支援内容や取組み、避難行動要支援者名簿作成等に関して明記している。   | A            | 地域防災計画に、要配慮者への支援内容や取組み、避難行動要支援者名簿作成及び福祉避難所の設置等を、継続して明記している。   | 継続     | 危機管理課    |
| A            | 災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者名簿の作成等に関連して、要配慮者支援等作業部会開催を1回開催し、関係部局との連携、情報共有を図り、災害時における職員行動マニュアルの進捗状況を共有した。   | A            | 要配慮者支援等作業部会を2回開催し、関係部局との連携、情報共有を図り、災害時における職員行動マニュアルの進捗状況を共有した。平成31年3月28日に推進委員会を開催し、作業部会の進捗状況及び平成31年度のスケジュールについて情報共有した。  | 継続     | 地域福祉課    |
| A            | 流動食にもなる調理不要の非常食を更新し、避難所の生活環境を向上させるため、小中学校にアルミマットを配備した。  | A            | アレルギーに対応した備蓄食料、粉ミルク、離乳食、おしり拭き等要配慮者に配慮した備蓄品の更新を行った。  | 継続     | 危機管理課    |
| A            | 福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結するよう、継続して検討している。  | A            | 民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定締結するよう、継続して検討している。また、福祉避難所のあり方についても、関係各課と協議している。  | 継続     | 危機管理課    |
| A            | 災害時における要配慮者の緊急一時入所の受け入れ先をさらに確保するため、民間の障害者施設や高齢者施設等についても、福祉避難所指定の協定締結するよう、継続して検討している。  | A            | 要配慮者の緊急一時入所の受け入れ先をさらに確保するため、民間の施設等についても、協定締結するように検討している。  | 継続     | 危機管理課    |
| A            | 光化学スモッグの発令等Fネット登録者に対して送信した。また、緊急通報装置の制度の周知を行った。新規貸与数 5件   | A            | 光化学スモッグの発令等Fネット登録者に対して送信した。また、緊急通報装置の制度の周知を行った。災害関連情報提供件数 2件 緊急通報装置新規貸与者数4件   | 継続     | 障害福祉課    |
| A            | 要配慮者と支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。（140団体）また、障害福祉団体等との避難所運営訓練を、総合防災訓練のメイン校において八木が谷小学校で実施した。  | A            | ・要配慮者と支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。（144団体）<br>・障害福祉団体等との避難所運営訓練を、総合防災訓練のメイン校において、高根台中学校で実施した。   | 継続     | 危機管理課    |
| A            | 要配慮者と支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。（140団体）災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、避難所となる小中学校に避難行動要支援者名簿を配備した。自主防災組織の結成促進や地域防災力を高めるために地域防災リーダー養成講座を開催した。（289名）   | A            | ・要配慮者と支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）が顔の見える関係を構築するため、総合防災訓練の選択訓練として、「安心登録カード登録者名簿」等を活用した要配慮者安否確認訓練を実施した。（144団体）<br>・災害時の要配慮者の避難支援を強化するため、避難所となる小中学校に避難行動要支援者名簿を配備し、更新をした。<br>・自主防災組織の結成促進や地域防災力を高めるために地域防災リーダー養成講座を開催した。（318名）   | 継続     | 危機管理課    |
| A            | 平成29年2月に送付した同意・不同意確認書により同意した方の情報を同年5月に市社会福祉協議会に提供した。提供した情報は、安心登録カード事業を通じて地域での「顔の見える関係づくり」に活用されている。同年10月に船橋警察及び船橋東警察と避難行動要支援者名簿の提供について覚書を取り交わし、平成30年1月にこれまでに同意した方の情報を両警察の管轄区域ごとに提供した。平成30年1月に船橋市地域防災計画に基づく避難行動要支援者の新規対象者及び前年度未回答者に対して同意・不同意確認書を発送した。また、市内82カ所の小・中学校に配備している同意・不同意に関わらない、避難行動要支援者名簿の情報を更新した。 | A            | 平成30年2月に送付した同意・不同意確認書により同意した方の情報を同年5月に市社会福祉協議会に提供した。提供した情報は、安心登録カード事業を通じて地域での「顔の見える関係づくり」に活用されている。同年8月に新たに同意した方の情報と今までの同意者の更新情報を船橋警察及び船橋東警察へ管轄区域ごとに提供した。平成31年1月に船橋市地域防災計画に基づく避難行動要支援者の新規対象者及び前年度未回答者に対して同意・不同意確認書を発送した。また、市内82カ所の小・中学校に配備している同意・不同意に関わらない、避難行動要支援者名簿の情報を更新した。 | 継続     | 地域福祉課    |
| A            | ホームページ、各種制度案内、メール登録案内のチラシ配布・庁舎内掲示などにより、メール利用等の周知を図った。   | A            | ホームページ、各種制度案内、メール登録案内のチラシ配布・庁舎内掲示などにより、メール利用等の周知を図った。   | 継続     | 市民安全推進課  |
| A            | 関係機関と適宜情報共有を行い、犯罪被害防止の取り組みを行った。   | A            | 関係機関と適宜情報共有を行い、犯罪被害防止の取り組みを行った。   | 継続     | 市民安全推進課  |
| A            | 広報紙や市のホームページ、くらしの情報において、最新事案の情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んだ。<br>◎広報紙による啓発6回<br>◎ホームページによる啓発6回<br>◎くらしの情報の発行3回   | A            | 広報紙や市のホームページ、くらしの情報において、最新事案の情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んだ。<br>◎広報紙による啓発6回<br>◎ホームページによる啓発6回<br>◎くらしの情報の発行3回   | 継続     | 消費生活センター |
| A            | 消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との情報交換を行い、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んだ。<br>◎千葉県消費生活センター連絡協議会への出席4回<br>◎千葉県研修会への参加4人<br>◎国民生活センター主催講座への参加13回<br>◎全国中核市消費者行政協議会への出席1回   | A            | 消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との情報交換を行い、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んだ。<br>◎千葉県消費生活センター連絡協議会への出席3回<br>◎千葉県消費者センター研修会への参加2回<br>◎国民生活センター主催講座への参加17回<br>◎全国中核市消費者行政協議会への出席0回  | 継続     | 消費生活センター |
| A            | 該当する相談はなかった。また、専門的な研修等の開催に関する情報もなかった。<br>◎消費生活相談件数4,323件  | A            | 該当する相談はなかった。また、専門的な研修等の開催に関する情報もなかった。<br>◎消費生活相談件数5,250件  | 継続     | 消費生活センター |
| A            | 障害者施設等からの依頼はなかった。<br>◎まちづくり出前講座開催件数20件・参加者数1,281人   | A            | 障害者施設等からの依頼はなかった。<br>◎まちづくり出前講座開催件数20件・参加者数1,177人   | 継続     | 消費生活センター |